

あります。この被害はオキシタント濃度が注意報基準よりも低いにもかかわらず多数の生徒が頭痛、呼吸困難、手足のしびれをおこすというまことに恐るべき状態になり、さらに後遺症が一月以上にわたることもあり、わが子をもつ父母に対し大きなショックを与えたことはご承知のとおりであります。気流にのせられたスモックはいつ何となく前触れもなくおそいかかってくるか知れない状態であります。こうした中であって児童生徒の健康を守る観点からその対策が必要ではないかと思ひますが、教育長はそれらの公害対策についてどのようなお考えをもつておられるかお尋ねいたします。

私は少々の予算はともなうと思ひますが、そういう事態に対処するためには一度に十三人から十五人ぐらいの児童がうがい、洗眼器具を設置し、児童生徒の健康を守り、安心して勉学に励み快適な毎日が送れるようにここに強く要望するものであります。この点についてどのようなお考えをもつておられるかご答弁を願ひます。

次に児童生徒の校内賠償責任保険制度についてお尋ねいたしますが、現在小中学校義務教育の児童に対しては憲法第二十六条で、すべての国民は憲法の定めるところにより、その能力に応じ等しく教育を受ける権限を有すると、又すべての国民は法律の定めるところによりその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふと、義務教育はこれを無償とすると明確にうたわれております。したがって教育費の父兄負担のすべてを撤廃することが憲法の精神であり、当然のことであると思ひます。さらに校内事故が大小にかかわらず多発していると聞いております。中学校ではクラブ活動が必須科目となった今日においては現在以上に事故の多発化が予想されますが、しかしながら私どもに対する身分保護は、日本学校安全会法にもとづき、加盟していると思ひますが、年間の掛金はどのくらいの額なのか、又小中学校生徒と分けて具体的にどの答弁を願ひます。現在日本学校安全会法第一条の目的は、日本学校安全会は、学校安全の普及充実に資するものと、義務教育小中学校等

の管理下における児童生徒の負傷、疾病、痼疾又は死亡に關して必要な給付を行ない、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。と明記されておりますが、そこで児童の負傷、傷害補償の具体的な対策として小中学校の生徒が学校施設の所有、使用、管理上もしくは学校業務に起因して、又学校の提供する給食等、食物に起因して生徒が身体障害、死亡を含む――が起つた場合は、学校が法律上賠償責任を負担することによつて起る損害を払った任意保険制度として、市が保険会社と年間契約をし、必要な経費は掛金、経費はすべて市が負担し、義務教育の小中学校児童の健康を守る、身分補償に対するこの制度に対し、強く要望するものであります。教育長はこの要望に対してどのようなお考えをもつておられるかお尋ねをいたします。

次に商業振興対策については、当市は西多摩の表玄関でもあり、又商業としてかがやかしい発展をとげてきましたことは周知のとおりであります。

昨年の大企業および金融機関の進出はめざましいものがござい
ます。西多摩郡の表玄関としてふさわしい市に成長をしてまいりました。当市は約七百数十名の商店又は八百五十名の事業所又二千二百五十名の従業員があると聞いておりますが、しかしながら大企業の進出にともない現在約四％から五％の売り上げが減少していると聞いております。

先日ある商店のご主人から耳にいたしました。親の代から今日まで数十年間おひき立てをいたしておりますが、売り上げが最近もっとも減少して困つていると申されておりました。私
はかなりの打撃をこうむつていと思ひますが、市当局は直面したこの問題に対してどのような対策をもつておられるかお尋ねをいたします。私は大企業の進出に反対するものではない
ありませんが、当市に何十年という間風雪に耐えてきた数多くの商店の方々に対し、なんらかの援助をしていかなければならないと思ひます。

当市においては都立高校誘致、毎年数多くの優秀な生徒

が進学および社会に出ておりますが、私はこれらの卒業生を基準とするものではありませんが、当市に住民基本台帳に登録されていたもので中学および高校の卒業生が当市に引き続き在住するものとみなされる人に、市が祝金を支給し、今後郷土市民の協力を含めまして、求人難で悩む従業員十名以下の事業所に対し、市が援助の一端として行なうことを要望するものでありますが、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に緊急時における輸血対策について、現在全国的にモーターリゼーションの急激な発展にとまない交通事故の負傷者は激増の一途をたどっております。又最近の車の事故の特徴として事故者の中には重傷者が多く、出血多量による死亡が多くなっております。一方関東大震災発生以来早や五十年を経過してある今日、ある学者は近い将来は必ずや大きな地震がおきると断言しております。又ご承知のようにテレビ新聞等にもしばしば報道されております。東京消防庁では

これらの緊急時に対し行政および全都民に対しその避難対策又は緊急時における練習が指導されております。現在緊急時に必要とされるのが輸血であります。現在日本赤十字センターにおいて輸血が各病院でまかなわれておりますが、しばしば各病院で輸血が不足し、たらい回ししている現状であります。私はこのような観点から血液型の登録制度を全市民に実施し、自他ともに緊急対策の一環として緊急時に対して対処できるような要望するものであります。市当局はこの点についてどのようなお考えをもちておられるかお尋ねいたします。市にこれらの窓口を開設し、医師会、病院と連絡をとり、円滑な医療体勢ができて得るような要望するものであります。市当局はどのようなお考えをもちておられるかお尋ねいたします。

次に老人対策について、わが国の老人の平均年齢はいくまでもなく老長にともなう老令人口の増加は現代社会の大きな問題となっております。現在六十五才以上の老人は一千万人をこえており、近い将来は総人口の二〇％にもなろうとしております。

なかんずく核家族の傾向からさみしく余生を送る一人暮らしの老人の対策が大きな政治問題として大きくクローズアップされてまいりました。マスコミの報道でも連日のごとく孤独な老人の死が社会問題として大きく取り上げられておるとき、本格的に老人福祉対策に取り組むことが政治にたずさわるものの責任といえます。特に寝たきり老人の対策は最大の急務であります。老人福祉法第二条に、老人は長年にわたり社会の発展に寄与してきたものとして愛され健康で安らかな生活を保障されるものとする。とありますが、この主旨にのっとり老人に幸せな生きがいのある老後を保障するために訪問ドクター制度を要望するものであります。このことについてどのようなお考えをもっておられるかお尋ねをいたします。当市におきましては現在寝たきり老人に対してホームヘルパーの巡回がなされておりますが、これらの全所帯を巡回審査し老人健康カルテを作成し、症状や経済状況を診察検討し順次訪問診察を行ない、さらに症状によっては入院措置を講ずるものとして、具体的な

進め方として月一回医師一人、看護婦二人がペアとなって一日十所帯ぐらいの巡回をし、医師も症状の診察だけでなく精神カウンセラーに応じられるよう老人医学、神経医学等の専門医を設置することがより効果的であり、また医師が巡回しきれない場合には、急診の要する老人には近くの医師に診察を依頼し、さらに寝たきり老人に対し孤独からの開放であります。そこでこの制度の運営にあたり各地域の民生委員やホームヘルパー等の下部組織を基盤とし、老人の情報を適格にキャッチし、巡回医師のパイプとしてこの制度の必要な経費はすべて市が負担し実施することが当市にかせられた老人に対する当然の義務だと思えます。福祉といっても健康と長寿を除いて考えられません。老人の健康を守るためにこの制度の実施を強く要望するものであります。この点についてご答弁を願います。

最後に市長は所信表明の中に私が常に申しあげております市民の皆様が健康で安全快適な生活ができる町造りを急頭において、まず教育環境をななるべく早く設備し、主として

市民のためになくってはならない環境施設をできるだけ早く完備をし、快適な生活のために環境を送らなければならぬと考えております。

以上四点について明確な答弁を市長および担当課長に要望いたしました。私の一般質問といたします。

○議長（石川信義君）これより一時まで休憩をいたします。

午前十一時三十二分 休憩

午後一時

開議

○議長（石川信義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君）中里議員さんのご質問にお答え申し上げます。

大よそのことを申しあげまして、のちほど順をおって各担当課からご答弁を申しあげたいと存じます。

第一の教育問題につきまして、うがい器と洗眼器でございま

すが、これにつきましては専門の施設はただいまございません。ただ手洗い等である程度利用できるのではなからうかと思っておりますけれども、これにつきましても教育長からご答弁を申しあげます。

児童・生徒の賠償責任の保険制度ですが、お説のとおり学校安全会におきまして一人当たり百八十円年額予算で支出してございます。年間百件ぐらいの該当があるようでございます。これについても教育長からご答弁申し上げます。

商業振興対策でございますが、市内商店従業員の確保対策でございます。大変人手不足のおりからむずかしいものでございます。祝金のお話しでございますが、これらにつきましても商工会と相談いたしまして研究課題ということであろうと思っております。市のこれに対する本当の使命はやはり社会資本の充実、すなわち市がもつべき施設のうち従業員にしまして利用できるリクリエーションの施設を造ることが私の直接の仕事と思っております。現在のような風潮でございしますので若い方はどうしても勤務の楽な所へ、そしてまたなるべく給料の高い所にいくという傾向でございまして

て、将来に対する考え方というものはわりあいに希薄でございます。すので、やはり社会教育方面の充実も重要なことだと思ひます。これについても経済課長からご答弁を申しあげます。

血液対策につきましましては八王子の目赤の血液センターと連絡をとつておるわけでございますが、現在市民の多くの方々が血液を出してくださいまして、大変ありがたく、市民の方にお礼申しあげるわけでございます。登録につきましましては献血をされた方はすべて登録されておるわけでございますが、なお献血を余けいにしていたことが私たちのつとめと思つております。担当からご答弁を申しあげます。

老人対策につきましましてドクター制度でございますが、三鷹市におきましてこのような制度を採用しているのでございますが、私ともいいたしましてもやりたいんですけれども、これは医師会との問題がございましてむづかしいわけでございます。福生の医師会の会長には連絡は申しあげてあるわけでございますが、やはり西多摩郡の医師会あるいは東京都の医師会等非常に

むづかしい関係があるようでございます。三鷹方式を山田先生にお願いを申しあげてあることだけを申しあげまして、細かいことは福祉事務所長からご答弁を申しあげます。

○教育長(町田倍二) 自席からお許しをいただきましてご答弁を申しあげます。

まず教育の問題の光化学スモッグ対策につきましましては、先般の本会議におきまして一般質問が出されまして、そのときに各小中学校に酸素吸入機というご答弁を申しあげましたが、現在各小中学校の保健室に都の助成によりまして空調機と冷房機を設置工事中でございます。

うがい器と洗眼機の問題でございますが、現在各小中学校に学校の規模に応じまして二か所から四か所の水飲み場が設置してございますが、そのジャロにつきましましては最近造ったものは、

従来は固定式のものでございましたが、固定のものですといやろが下に向いておりますので子供が水を飲む場合不便でござい

ますので、回転式あるいは学校の希望によりまして回転式と

固定式の併用をしたものと取りかえております。残っておりますのは一小と二小だけでございまして順次そのように切りかえていきたいと思っております。回転式に切りかえましたのは子供が水を飲む場合の利便とまた簡単なうがいもできますしまた十分ではないかも知れませんが、簡単な洗眼もできるのではないかということとで切りかえたわけでございます。専門の洗眼機につきましてはプールに設置してありますのでよく承知しておりますが、うがい器につきましてはどのようなものをつけるかまだわかりませんが、いずれにいたしましても児童生徒の健康や洗眼器を設置する場所でございますが、仮に校舎の外に設置するということになりますと管理上の問題もございますし、また校舎の中に取り付けた場合どうしても現在ある水飲み場に設置するということになりますと、いやらの本数がへってくるという問題もございますが、これにつきましては至急に校長会あるいは専門の校医等と連絡をとりました。また予算関

係もございしますので財政当局とよく相談をいたしましたして十分検討をさせていただきますと思います。

それから次に児童生徒の校内事故の賠償責任制度の関係でございますが、冒頭市長が申しあげましたが、児童生徒が学校の管理下、すなわち学校内におきまして負傷した場合の救済措置でございますが、これにつきましてはすでにご案内のように昭和三十四年に日本学校安全会法が法律第百九十八号をもちまして制定されております。それ以降学校の管理下におきましてけがや事故等が発生したときには、この学校安全会法によりまして救済措置、すなわち災害の給付が行なわれているわけでございます。それから安全会の掛金でございますが、保険料は原則として掛金の半分を保護者負担、残り半分を市で負担するということになっておりますが、またこの掛金も額は現在児童生徒が一人百八十円でございまして、準要保護家庭につきましては八十円となっております。当市といたしましてはこの掛金につきましては四十七年度から全額市で負担をしております。

控払いにしております。あとで半額を保護者に支給するということになっております。なお健康保険によりましては五割給付のほか賦課給付されるところもございます。又国保の場合につきましては七割給付でございますが、安全会で行なう医療費の支給、すなわち災害共済の事業につきましては見舞金的性格をかねておりますので、したがって賦課給付とか七割給付と関係なく医療費の半額が災害給付として支給されることになっております。簡単に申しあげますと健康保険で五割負担をしておいたでございまして残り五割を安全会で負担しますので保護者の出費はゼロということでございます。次に廃疾の見舞金制度でございます。児童生徒が学校の管理下の責任におきまして病気や疾病、けがをした場合これが原因で廃疾となった場合には、廃疾見舞金といたしまして最高六十三万円から最低二万五千円までの見舞金の支給が行なわれることになっております。最後に死亡見舞金制度でございますが、児童生徒が学校の管理下におきまして死亡した場合には死亡見舞金

として五十万円の支給が行なわれることになっております。

次に参考までに当市における事故の発生状況でございますが、どのくらいあるかと申しますと、四十八年度は資料がそろっておりませんので、四十七年度分について申しあげますと、事故発生件数につきましては小中学校全体で年間百四件、これを月平均にいたしますと、一四件ということになっております。安全会から支払われました災害給付につきましては百四件に對しまして三十四万七千九百四十九円が支払われております。中学校におきましては事故発生件数が全体で三十七件でございます。これを月平均といたしますと約三件となっております。これを一校当りの月平均にいたしますと、一五件となっております。さらに安全会から支払われました災害給付金につきましては三十七件に對しまして三十三万九千四百三十九円となっております。以上の小中学校を合計いたしますと発生件数は百四十一件でございます。安全会が支払われました給付金は六十八万七千三百八十八円となっております。なおこの発生件数の事故の内容でございますが、

ほとんどが腕とか足・指等の骨折、ぬんご、切り傷が主でございます。

それから次に学校外、すなわち管外事故の救済措置でございますが、このような場合におきましても当然、学校安全会の給付対象となりますが、福生といたしましては臨海・林間学校それから学校給食、そういうものにつきまして障害保険をかけております。それから児童生徒のクラブ活動関係のけがでございますが、この救済も当然安全会の対象になります。ただクラブ活動の場合、市といまして小学校にはありませんが、最近保険会社ではスポーツ関係の障害保険制度を設けておりまして、これらはいずれも短期間契約のものでございまして、例えばスキー、スケート、空手等ごく危険をとまなうものでございまして、保険契約期間も最低一日から最高七日までとなっております。したがってクラブ活動の場合には一般の障害保険しかないわけでございます。ただその場合保険料が高く、仮に百万円の保険に加入いたしますと保険料は一人四千円となっております。多少割り引きもあると思っておりますが、

この関係で保険料も四千万円に對しまして、中学校が千五百人おりますとすると六百万円の保険料が必要だということでございます。非常に金額も多いわけでございますが、この関係につきましても十分検討をしていきたいと思ひます。いずれにいたしましても学校管理下の責任におきまして児童生徒に重大な損害を与えたとかあるいはそういう場合には学校設置者、すなわち自治体におきまして賠償責任をとらざるを得ないと思ひます。最終的には国家賠償法によりまして市が賠償するということでございます。

以上雜げくでございますが、答弁といたします。

○経済課長(森田進君) 自席からお許しをいただきますして、中里議員さんのご質問に對し、市長の答弁の補足をさせていただきます。

先ほどの質問の中で大型店舗の進出にともない、売り上げ減に對する対策という問題と、もう一つは関連いたします市内商店従業員の確保対策でいろいろ具体的に示されたわけでございますが、西友が六月に進出してきまして実際に二ヶ月経過した

わりでございますが、一月間というものは付近の商業をはじめ市内の小売業者に對する影響もかなりあると思われまゝ。又現在これが薄くなつてきておりますが、又内容的にも業種によつて影響の大きい所あるいはむしろそのことによつて好影響が出てゐるというものもあるようでございます。この問題に對しましてはすでに大型店が進出してゐるということが確實となつた時点で商工会を通しまして、地元商業者を中心といたしまして先進地を視察したわけでございますが、こうした中で実際に一月から二月間ぐらひは影響が出てくると、ところが三月、四月となりますと影響が少なくなつてきて、むしろ従前通りあるいはそれ以上にいいという結果も出てくるということでございますので、二月たったのでございすけれども、今後一月あるいは二月様子をみて商工会にも実際の商業者の意識調査も行なうようでございます。そういうものと合せて対策を考えていきたいと考えております。

それから市内商店従業員の確保対策についてですが、一般論として申しあげますが、この点につきましては市内の商業あ